

猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金について（概要）

猪苗代町では、若者の定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、町内の民間賃貸住宅に入居した方を対象に最高 24 万円の家賃補助を行います。

補助の対象となる方

転入世帯の世帯主で、次の条件を全て満たす方。

- 1 平成27年4月1日以降に転入し、転入と同時に民間賃貸住宅に居住を開始すること。
- 2 転入日における世帯主の年齢が満40歳未満であること。
- 3 本町に5年以上居住する意思があること。
- 4 1人以上の同居親族を有すること。
- 5 他の公的制度による給付を受けていないこと。
- 6 猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金を過去に受け取っていないこと。
- 7 公務員でない者。
- 8 本町及び従前の居住地において、世帯全員の市町村税に滞納がないこと。

補助金

- 1 家賃の月額から住宅手当等を除いた実質家賃負担額の2分の1に相当する額で月額上限20,000円。
- 2 1,000円未満の端数は切り捨て。

補助金の交付期間

- 1 町内の民間賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月）から12月が限度です。
- 2 補助金は4月1日～9月30日までを上期、10月1日～翌年3月31日までを下期とし、それぞれの期の補助対象月分を交付します。

補助申請の流れ

○ 申請

猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 民間賃貸住宅の契約書の写し
- 2 世帯全員の住民票の写し（全部記載のもの）
- 3 世帯全員の市町村税に滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
- 4 住宅手当等を証明する書類（任意様式）
- 5 誓約書（第2号様式）

6 その他、必要と認める書類

○ 補助決定

補助金の交付が決定すると、補助金交付決定通知書が交付されます。

○ 申請した内容に変更があった場合

申請後、次の事項に変更があった場合は、速やかに猪苗代町民間住宅家賃補助金変更・中止承認申請書（第4号様式）を提出してください。

- 1 実質家賃負担額の変更
- 2 同居親族人数の変更
- 3 町内の他の民間賃貸住宅への契約変更
- 4 民間賃貸住宅の退去、又は契約の解除
- 5 その他申請事項の変更

○ 補助金の請求

上期（4月1日～9月30日）は10月10日までに、下期（10月1日～翌年3月31日）は4月10日までに、次の書類を提出してください。

- 1 猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金実績報告書（第5号様式）
- 2 領収書の写し又はそれに代わるもの
- 3 猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付請求書（第6号様式）

○ 補助金の交付

請求書に記載いただいた口座に補助金が振り込みになります。

○ 各種様式

町のホームページからダウンロードしていただくか、商工観光課に請求してください。

お問い合わせ先

福島県猪苗代町商工観光課 Tel 0242-62-2117（直通）